

第3編 障がい福祉計画

第1章 基本目標

障がい福祉計画においては、障がい者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

第1節 自己選択・自己決定ができる環境づくり

障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

第2節 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントを適切に実施し、ライフスタイルに応じた継続的な支援に努めます。

また、サービス提供事業所である地域の福祉資源と連携し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないサービスの提供を進めます。

第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標

特に、地域生活移行と就労支援については、第4次障がい福祉計画終了年度である平成32年度にむけて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策誘導を図ります。

第1節 「施設入所者の地域生活移行」の目標

「施設入所者の地域生活移行」については、国は、「平成32年度末の施設入所者数を平成28年末の入所者数から2%以上削減すること」と、「平成28年末時点に入所している障がい者の9%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本町では、入所者数の削減目標を1人、入所から地域生活に移行した人数の目標を5人と設定します。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標
平成32年度末時点の入所者数	44人
入所者数の削減目標	1人(2.2%)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	5人(115%)

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」を目標に掲げています。

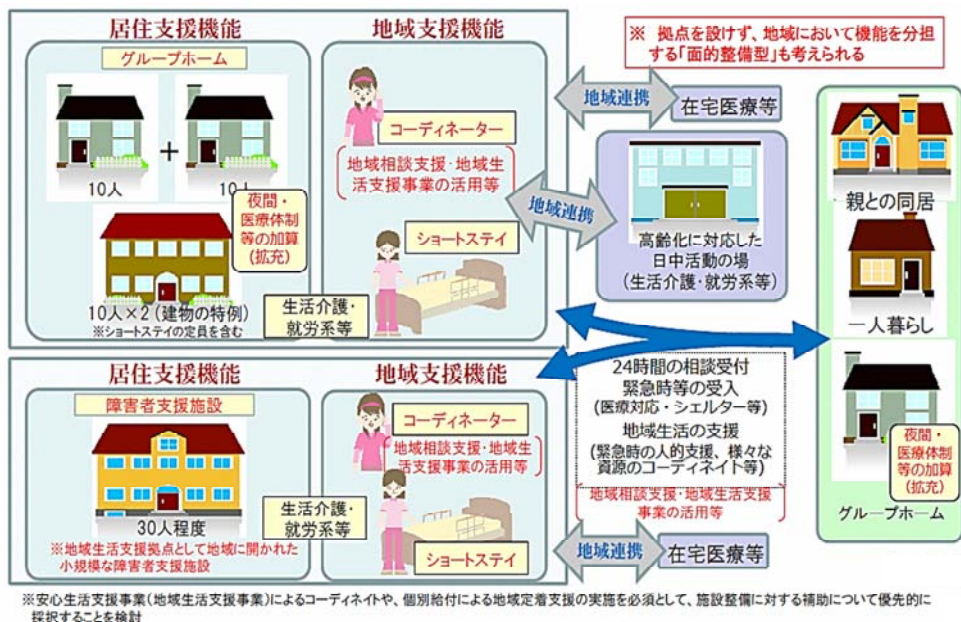
本町では、精神障がい者の地域生活への支援について、精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）や相談支援、支援提供事業所スタッフなどが協議する（圏域での協議の場）を設置し、高齢者介護・福祉分野における地域包括ケアシステムに留意しながら、平成32年度末に向けてより一層、機能の強化を図ります。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

本町においては、圏域で連携しながら、平成32年度末までに1か所整備することを目標に掲げます。

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ（厚生労働省）



第4節 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は「年間一般就労移行者数が平成28年度の1.5倍以上になること」を目標としており、本町では、平成28年度の一般就労移行者実績が1人だったので、その国の基準を上回る2倍となる3人と設定します。

また、国は、「就労移行支援事業利用者数が平成28年度の2割増以上になること」を目標としており、本町では、平成28年度実績12人の2割5分増以上となる15人と設定します。

さらに、国は、「就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率80%以上」を目標として設定しており、本町においても、80%以上をめざします。

このほか、国は、「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が全体の5割以上となること」を目標としておりますが、本町においては、就労移行支援事業所が現状ないため、この点についてはその事業所の確保を目標と致します。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項 目	数値目標
平成32年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	3人
平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数	15人
就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所	事業所設置

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービス事業量の見込みの総括

「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」に基づき、以下のサービスを提供します。

障害福祉計画のサービスメニュー

	介護給付	訓練等給付	自立支援給付	その他の自 立支援給付	児童福祉法 のサービス	身体	知的	精神・発達	障がい児	難病
1 自立支援給付										
(1) 訪問系介護給付5サービス	○					○	○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス										
①生活介護・療養介護	○					○	○	○		○
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○				○	○	○		○
③就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援		○				○	○	○		○
④短期入所	○					○	○	○	○	○
(3) 居住系サービス										
①共同生活援助（グループホーム）	○	○				○	○	○		○
②施設入所支援	○					○	○	○		○
③自立生活援助	○	○								
(4) 指定相談支援										
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援				○		○	○	○		○
2 地域生活支援事業										
①理解促進研修・啓発事業						○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業						○	○	○	○	○
③相談支援事業						○	○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業							○	○		
⑤成年後見制度法定後見支援事業							○	○		
⑥意思疎通支援事業						○			○	○
⑦日常生活用具給付等事業						○	○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業						○				
⑨移動支援事業						○	○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業						○	○	○		○
⑪日中一時支援事業						○	○	○	○	○
⑫訪問入浴サービス						○			○	
⑬知的障害者職親制度							○			
⑭自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成						○	○	○		
3 障がい児支援										
①児童発達支援事業				○					○	
②放課後等デイサービス				○					○	
③保育所等訪問支援				○					○	
④居宅訪問型児童発達支援				○					○	
⑤障がい児相談支援				○					○	

第2節 自立支援給付の見込み

1 訪問系5サービス

〔サービス内容〕

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービス内容は表の通りです。

訪問系5サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害支援区分4以上）	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護（身体介護や代読、代筆など）を行うサービス
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方（障害支援区分6）」のうち、次の方が対象となる。 「①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者」 「②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供するサービス

〔事業量見込み〕

訪問系5サービスは、過去の事業量実績の推移等を勘案し、平成32年度の事業量は、延210時間分/月と計画します。

訪問系5サービスの事業量見込み

サービス種別	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	利用者数(人/月)	18	17	18	19	20
	利用時間(時間/月)	222	181	190	200	210
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0

サービス種別	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
同行援護	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1
	利用時間(時間/月)	0	0	0	5	5
行動援護	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1
	利用時間(時間/月)	0	0	0	5	5
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0

※平成 29 年度は平成 29 年 11 月までの実績に基づきます(以下同じ)。

〔提供体制の確保策〕

県などと連携し、研修等の実施やその受講支援等を通じてヘルパーの質・量の向上を図り、既存の事業所のヘルパー人員の強化や新規事業参入を促進していきます。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスや、生活自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど、以下のサービスを提供します。

(1) 生活介護・療養介護

〔サービス内容〕

生活介護・療養介護は、「常に介護を必要とする障がい者」に、「食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービス」です。

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。

生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

〔事業量見込み〕

平成32年度の事業量は、生活介護が1,150人日分／月と計画します。療養介護は、「重症心身障害児施設（委託病棟含む）に入院している18歳を過齢した方」などへのサービスですが、平成32年度の事業量は4人日分／月と計画します。

生活介護・療養介護の事業量見込み

サービス種別	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	利用者数(人/月)	49	49	50	51	52
	利用量(人日/月)	1031	1083	1105	1127	1150
療養介護	利用者数(人/月)	4	4	4	4	4

〔提供体制の確保策〕

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

(2) 自立訓練

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、「入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援卒業者」などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービス」です。

自立訓練サービスの内容

名称	対象者	内容	利用期間
機能訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う	18か月以内
生活訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ③ 宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う	24か月以内（長期入所者の場合は36か月以内）

〔事業量見込み〕

平成32年度の事業量は、機能訓練が3人日分／月、生活訓練が7人日分／月と計画します。

自立訓練の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	0	0	3	3	3
	利用量(人日/月)	0	0	48	48	48
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	7	5	6	6	7
	利用量(人日/月)	144	89	108	108	128

〔提供体制の確保策〕

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

(3) 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

〔サービス内容〕

就労訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」があります。

就労移行支援・就労継続支援サービスの内容

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労，在宅での就労・起業）を希望し，知識・能力の向上，実習，職場探し等を通じ，適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習，適性にあった職場探し，就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間24か月以内）
就労継続支援 (A型＝雇用型)	① 就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが，企業等の雇用には結びつかなかった方 ③ 就労経験のある方で，現在雇用関係がない方	① 通所により，雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は，一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	① 企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが，年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが，企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった方 ③ 50歳に達している方 ④ 試行の結果，企業等の雇用，就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方	① 通所により，就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は，一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

名称	主な対象者	内容
就労定着支援	就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	就労先の企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげます。

〔事業量見込み〕

平成32年度の事業量は、「就労移行支援」が524日分／月、「就労継続支援A型」が80人日分／月、「就労継続支援B型」が950人日分／月、「就労定着支援」が3人／月と計画します。

就労移行支援・就労継続支援の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	利用者(人/月)	12	17	20	24	29
	利用量(人日/月)	214	303	364	437	524
就労継続支援(A型)	利用者(人/月)	3	3	4	4	4
	利用量(人日/月)	62	62	80	80	80
就労継続支援(B型)	利用者(人/月)	55	54	55	56	57
	利用量(人日/月)	945	895	913	931	950
就労定着支援	利用者(人/月)			2	2	3

〔提供体制の確保策〕

各事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター中里などと連携しながら、当該サービスの円滑な事業実施を促進していきます。

(4) 短期入所

〔サービス内容〕

短期入所（ショートステイ）は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設などで障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービス」です。一般的な「福祉型」のほかに、常時医療的ケアが必要な方への「医療型」があります。

〔事業量見込み〕

平成32年度の事業量は、70人日分／月と計画します。

短期入所の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人/月)	6	4	5	6	7
利用量(人日/月)	50	54	50	60	70

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、在宅移行の進展により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

重症心身障害児・者など、常時医療的ケアが必要な方に対しては、医療機関などでの医療型短期入所の受け入れ先の確保に努めます。

3 居住系サービス

障がい者の入所施設は、長らく、身体障がい者入所療護施設、知的障がい者入所更生施設、精神障がい者入所授産施設など、障がい種別や目的により細かく分類されていましたが、障害者自立支援法の施行により、平成18年度から、障害種別による区分がなくなるとともに、住まい(夜)のサービスである「施設入所支援」と、日中活動とに分かれました。日中活動は、主に「生活介護」や「就労継続支援B」などのサービスを利用します。

また、生活支援を得ながら地域生活を送る場として、「共同生活援助（グループホーム）」と「共同生活介護（ケアホーム）」の普及が進められてきました。これらは、制度上は、平成25年度から「共同生活援助（グループホーム）」に一元化しています。

(1) 共同生活援助

〔サービス内容〕

障がい者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、「共同生活援助（グループホーム）」があります。

共同生活援助サービスの内容

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	身体障がい者（65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者、精神障がい者	介護、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う

〔事業量見込み〕

平成32年度の事業量は、37人分／月と計画します。

共同生活援助の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用量(人/月)	32	34	35	36	37

〔提供体制の確保策〕

本計画では、現時点での供給体制をかんがみ、利用見込みは横ばいとしませんが、今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用ニーズの拡大が想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。特に、町内での施設の新設を積極的に促進していきます。

(2) 施設入所支援

〔サービス内容〕

「施設入所支援」の対象者は、「①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）、②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となります。また、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

〔事業量見込み〕

平成32年度の事業量は、44人分／月と計画します。

施設入所支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用量(人/月)	45	45	45	44	44

〔提供体制の確保策〕

町内に施設はなく、県内市町村に広域的に入所しています。施設入所支援利用者の地域生活移行の促進に努めます。

(3) 自立生活援助

〔サービス内容〕

平成30年度から創設される「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

〔事業量見込み〕

平成32年度の事業量は、1人分/月と計画します。

施設入所支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用量(人/月)			1	1	1

〔提供体制の確保策〕

町内で自立生活支援を提供できる事業所の確保が課題になりますが、利用希望にあたっては、圏域内の地域移行支援事業所等と連携を取り、自立生活に向けた支援体制構築の促進に努めます。

4 指定相談支援

〔サービス内容〕

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの利用に際し、ケアプランを作成する①「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である②「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障がい者へ24時間対応で緊急的な相談を受ける③「地域定着支援」がメニュー化されています。サービスの内容は表のとおりです。

指定相談支援サービスの内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する（利用を希望する）障がい者	・相談支援専門員によるケアプランの作成 ・基本相談支援（通常の相談）
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障がい者等	24時間体制の緊急時の相談支援等

〔事業量見込み〕

指定相談支援の平成32年度の事業量は、計画相談支援を21人分／月と見込み、地域移行支援、地域定着支援は見込みませんが、利用希望があった場合には適切な対応を図ります。

指定相談支援の事業量見込み

区分	単位	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用量(人/月)	18	18	7	19	20	21
地域移行支援	利用量(人/月)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用量(人/月)	0	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

既存の相談機関が連携しながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。また、新規に多くの事業者が指定相談支援を行えるよう、県等と連携しながら、相談支援専門員の育成等に努めます。

5 その他の自立支援給付

(1) 自立支援医療

〔サービス内容〕

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」「精神通院医療」があります。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給」、 「育成医療」は、「18歳未満の身体障がい児または疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童への医療(口唇口蓋裂、心臓病の手術など)のための医療費支給」、 「精神通院医療」は「精神障がいなど心の病気による通院医療費の支給」です。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(2) 補装具費の支給

〔サービス内容〕

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具」のことで、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者や難

病者に購入費や修理費の給付を行っています。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

第3節 地域生活支援事業の見込み

1 理解促進研修・啓発事業

〔サービス内容〕

市町村が、地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。平成25年度に導入された新しい事業で、現時点では実施していません。

〔事業量見込み〕

平成32年度からの実施をめざします。

理解促進研修・啓発事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

障がい者に対する理解を深めるため、この事業を実施する予算を確保し、研修・啓発に取り組んでいきます。

2 自発的活動支援事業

〔サービス内容〕

障がい者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート（互いの悩みを共有する交流）、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。平成25年度に導入された新しい事業で、現時点では実施していません。

〔事業量見込み〕

平成32年度からの実施をめざします。

自発的活動支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

〔提供体制の確保策〕

自発的な活動を促進するため、この事業を実施する予算の確保に努めます。

3 相談支援事業

〔サービス内容〕

相談支援については、指定相談支援や、町が窓口となって行う通常相談のほかに、障害者相談支援事業による専門的な相談を指定相談支援事業所を実施しています。

相談支援事業の内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する事業です。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障がい者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業です。

〔事業量見込み〕

現行の事業を継続して実施していく見込みです。

相談支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業	設置箇所	2	2	3	4	5
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有

〔提供体制の確保策〕

相談機関と連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。また、住宅入居等支援事業の実施にむけ検討を進めます。

4 成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用支援事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。

成年後見制度利用支援事業の内容

名称	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者	成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業

成年後見制度利用支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用量(人)	0	1	1	1	1

〔事業量見込み〕

現在、利用実績はありませんが、高齢化の進展等により、今後は利用が図られると見込みます。

〔提供体制の確保策〕

成年後見による障がい者の権利擁護を図るため、この事業を実施する予算の確保に努めます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

〔サービスの内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

〔事業量見込み〕

平成31年度からの実施をめざします。

成年後見制度法人後見支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

〔提供体制の確保策〕

成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成にむけて、関係機関とともに、取り組んでいきます。

6 意思疎通支援事業

〔サービスの内容〕

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳士（者）、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員等を派遣するサービス」です。また、手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、国家資格として「手話通訳士」が、県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

〔事業量見込み〕

手話・要約筆記者の派遣は、現行の実績をもとに、今後の利用ニーズの増大を想定して見込みます。手話通訳者設置は、本町の規模からは人員配置が難しいと考えますが、職員の手話技術の取得を促進していきます。

意思疎通支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置人数	人	18	10	13	14	15
手話・要約筆記実利用者数	人	0	0	2	2	2

〔提供体制の確保策〕

県内の専門職の育成、派遣は県聴覚障害者協会が担っており、同協会と連携しながら、専門職の育成・登録を促進していきます。

また、手話通訳者設置事業についても、将来的な実施に向け検討を進めます。

7 日常生活用具給付等事業

〔サービス内容〕

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しています。

日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
住宅改修費	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

〔事業量見込み〕

排泄管理支援用具の利用は、今後も高いニーズがあることを見込みます。他の支援用具については、それぞれ年間数件程度の利用実績であり、今後も同程度の利用を見込みます。

日常生活用具給付等事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①介護訓練支援用具	件	2	0	2	2	3
②自立生活支援用具	件	0	1	2	2	3
③在宅療養等支援用具	件	1	0	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	2	0	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	件	401	264	400	410	420
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	1	1	2

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

8 手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

〔事業量見込み〕

今後も継続して実施を見込みます。

手話奉仕員養成研修事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

多くの手話奉仕員が養成されるよう、関係市町とともに、予算の確保を図ります。

9 移動支援事業

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「訪問系介護給付5サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、鋸南町では、個別支援型を実施しています。

移動支援事業の3つのタイプ

タイプ	内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。
グループ支援型	・ 複数の障がい者への同時支援。 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。
車両移送型	・ 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

移動支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者 (人)	58	38	40	45	50
延べ利用時間数 (時間)	23	28	30	34	38

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、多様な事業所の参入を促進していきます。

10 地域活動支援センター事業

〔サービス内容〕

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

〔事業量見込み〕

増加傾向にあるため、平成32年度には平成28年度より約1割増の事業量を見込みます。

地域活動支援センターの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者 (延人/年)	4,560	3,000	4,000	4,500	5,000

〔提供体制の確保策〕

現行事業所での提供体制の確保及び事業拡充についても促進していきます。

11 日中一時支援事業

〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、平成24年度から、障がい児の放課後の学童保育的な事業が児童福祉法による「放課後等デイサービス」に移行しましたが、市町村による柔軟なサービス展開を図ることができる事業として、存続しています。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

日中一時支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者 (人)	25	30	25	20	20

〔提供体制の確保策〕

今後も事業所と連携しながら、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

12 訪問入浴サービス

〔サービス内容〕

身体障がい者手帳1・2級で、介護保険の訪問入浴介護の対象外の方に、訪問入浴サービスを提供しています。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

訪問入浴サービスの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者 (人)	1	1	2	2	2

〔提供体制の確保策〕

今後も事業所と連携しながら、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

13 知的障がい者職親制度

〔サービス内容〕

知的障がい者が職親のもとで、一般就労をめざして生活指導や技能習得訓練等を行う事業です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

知的障がい者職親制度の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者 (人)	0	0	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

今後も職親の協力のもと当該事業を継続実施し、一般就労をめざした取り組みを進めていきます。

14 自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成

〔サービス内容〕

自動車運転免許取得費助成は、身体障がい者が自動車運転免許を取得する際、その費用を助成するものです。自動車改造費助成は、身体障がい者が、自家用車等を障がいの状況に応じて改造する際、その改造費を助成するものです。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
運転免許取得費助成	人	0	0	1	1	1
自動車改造費助成	人	0	0	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

自動車を運転することで社会参加の幅が広がるよう、引き続きサービスを実施するとともに、サービスの周知により需要喚起を図ります。

